

「令和2年度農地等の利用の最適化に関する意見」（要旨）

改正農業委員会法の規定に基づき、第5回目となる「令和2年度農地等の利用の最適化に関する意見」を本会農政対策委員代表5名により、10月30日、宮城県農政部長を訪問し、宮城県知事あてに提出しました。

本年度の意見については、県内の農業委員や農地利用最適化推進委員の方々の「現場の声」を集約し、施策に反映したい提案を中心に取りまとめを行い、9月18日開催の本会常設審議委員会で協議し、決定しました。

意見書の内容は、13項目で、概要は次のとおりです。

「1 人・農地プランの実質化と農業基盤整備の一体的推進」については、実質化した「人・農地プラン」の実践に係る予算の十分な確保を図るとともに、農業基盤の整備を一層推進すること。また、条件不利地域を対象にモデル地区を選定し、ハード事業とソフト事業を一体的に進める「機構パッケージ型支援手法」を強力に支援すること、を求めています。

「2 遊休農地の解消に向けた支援施策と農地の有効活用に向けたPRの強化」については、モデル地区を設定し、そこに、農家負担が少ない支援策を実施し、その波及を図るなど、遊休農地解消支援施策を強化すること。また、農地の有効活用に関するPRをマスメディアなどを活用して積極的に実施すること、を求めています。

「3 担い手の育成」については、6項目に整理しています。

一つ目は、「自営就農の促進」です。自家農業に取り組みながら、地域農業や集落機能などの維持・発展に最も貢献が期待される自営就農（親元就農）を強力に進めるべきであります。就農継続の自信が出てくる5年間程度の期間、就農助成金などの支援策を講ずること、を求めています。

二つ目は「認定農業者制度の新機軸構築」です。昨年開催した、認定農業者の意見交換会において、「認定の意義が分からない」、「メリットがなくなってきた」などの意見が出されており、認定者が増加する魅力ある制度となるよう、認定農業者制度における新機軸構築、を求めています。

三つ目は「認定農業者や法人組織等の経営発展支援」です。「農業法人化支援総合事業」の対象となる重点指導農業者数も増加しております。しかしながら、事

業予算が削減されており、より充実した支援活動ができるよう、県の支援を強化するとともに、関係予算の充実を国に働きかけること、を求めています。

四つ目は女性の社会参画・経営参画促進です。

固定的性別役割分担意識を払拭するよう、女性が働きやすい環境づくりを推進するとともに、子育て支援環境の整備、さらには、女性経営者の育成など、関係する予算や施策の充実・強化を図ること、を求めています。

五つ目は「農業労働力の確保」です。

多様な労働力を農業法人や農家に派遣する農業版派遣組織の早急な整備や、外国人労働者の受入支援体制の整備など、県独自の支援策を講じること、を求めています。

六つ目は「スマート農業の普及推進」です。最新情報の提供機会の拡大や、莫大な経費が掛かる機械・施設などの導入に対する支援施策の充実・強化を図ること。また、農作業の安全面への対応、費用対効果の面に対する指導もしっかりと講じること、を求めています。

次に、「4 鳥獣被害対策の強化」です。県域や隣県域との広域連携の構築や、一斉駆除の実施など具体的な対策を早急に講じること。また、施設整備等に対する支援施策を継続するとともに、猟銃免許の取得支援や猟友会の育成強化対策などを講じること、を求めています。

「5 中山間地域の活性化支援」です。「中山間地域等直接支払制度」の採択要件を満たさず、地域農業の維持が困難な地域もあり、本事業の要件である急傾斜地の要件緩和を国に要望するとともに、県知事が定めた基準についても要件緩和を行うこと、を求めています。

「6 水稻の高温耐性新品種の開発」です。高温傾向が顕著になっており、肥培管理指導等に加え、高温耐性に優れ、高収量、良食味、さらには、直播適性に優れた新しい品種開発を早急に行うこと、を求めています。

「7 新型コロナウイルス感染症による農業関係被害への支援対策」です。持続化給付金の減収率基準の緩和や、米の需要減少に伴う米価の下落対策、さらには、農業者等の被害状況に応じた支援対策を国に対して要望するとともに、県としても支援策を講じること、を求めています。

「8 日本型直接支払制度における各種申請手続きの簡素化」です。地球温暖化防止や環境保全型農業の一層の推進，条件不利地域での営農継続などを後押しするため，日本型直接支払制度における各種申請手続きの簡素化をより一層国に働きかけること，を求めています。

これらの意見に対して佐藤農政部長からは，「現在，『第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画』の策定中であり，本日の意見も活かさせてもらいたい。」とのご回答がありました。

その後，懇談を行い，最後に，鈴木副会長から閉会の挨拶を述べ，提案会を閉じました。

なお，今年度の意見とりまとめにあたり，御協力をいただいた各市町村の農業委員会の方々に感謝申し上げますとともに，来年度の「意見」作成にあたりましては，より多くのご意見・ご提案をいただきますようお願いいたします。

なお，各市町村農業委員会においても，農業委員会法第38条により，各行政庁への「意見」の提出に取り組んでいきたいと考えています。